# 地域計画

策定年月日	令和6年5月2日
更新年月日	令和7年9月11日
	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名	津市
(市町村コード)	(242012)
地域名 (地域内農業集落名)	栗真小川地区
	(小川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	29.1 ha			
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 2				
② 田の面積	29.1 ha			
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha			
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.1 ha			
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha			
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	ha			
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha			
(備考)				

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
  - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
  - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
  - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
  - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
  - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

#### (2) 地域農業の現状及び課題

当地区は昭和6年に耕地整理事業を、平成元年に圃場整備事業が実施された水田地帯である。一部には極めて小規模な圃場や、極端に水持ち不良の圃場も含まれる。2級河川横川東側の一部農地(約0.9ha)については、中勢用水事業の水系外であるため、用水管理に時間を要している。

地区内の農業者の高齢化・後継者不足等により自作農が減少しており、認定農業者4者及び利用者1者により8割以上が耕作されている。一方で、地区内の自作農のうち自作継続の見込みがあるのは2者のみであるため、引き続き担い手による集積が必要である。

令和9年以降、利用権設定期間の終期を迎える農地が多く発生することから、貸し借り契約の更新(貸し手と機構) 又は新たな担い手への移行等について検討・協議を継続する。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地区は、水稲の作付が中心となっているが、将来的には、地区内の担い手の意向も鑑み、麦の作付けや麦あとで水稲の作付けも可能となるよう地区による水管理体制等について検討していく。

中勢用水水系の用水管理は地区自治会を中心に行っていく。また、農業用施設(水路・農道・ゲート等)の維持・保全については、地区自治会が津市単補助事業等を活用しながら行っていく。

# 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

当地区内では、既に農地バンクを通じた担い手への農地集積・集約が進んでいる。今後においても、個人耕作者の離農意向を踏まえ、農地バンクを通じた担い手への農地集積を進める。

## (2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 82.8 % 将来の目標とする集積率 96.9 %

## (3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

当地区内では、法人の認定農業者1者による集団化が既に進んでおり、今後も同様に集約化を図り団地面積を拡 大していく。

#### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

## (1)農用地の集積、集団化の取組

当地区内の農地利用は、認定農業者4者及び利用者1者が担っている。(R7年度から個人の認定農業者(1者)が撤退し、元の認定農業者に権利移転がなされたが、農用地利用集積計画に基づき、目的物の効率的かつ適正な利用について、確認が必要である。)

#### (2)農地中間管理機構の活用方法

原則として、農地の貸借が発生した際は農地中間管理機構に貸し付ける。

現在、地区内の約3割程度は農地中間管理機構に貸し付けているが、相対契約等による集積農地については、 今後、農地中間管理機構への貸し付けに切り替えていく。

#### (3)基盤整備事業への取組

地区内の農道・水路等の整備を含めた土地改良事業は、地区内で必要性を協議した上で事業実施の要否を検討していく。特に横川井堰(整備後23年経過、耐用年数30年)の改修が今後の課題である。

## (4)多様な経営体の確保・育成の取組

当地区は、現在は認定農業者4者及び利用者1者が担っているが、現在の担い手の農地借受状況や今後の見通し を踏まえ、津市、津市農業委員会、農地中間管理機構及び津安芸農協と連携して、時期を見極めつつ地区内または 他地区の新たな担い手の受入れを検討していく。

## (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

「受け手が見つからない」など最終的な合意が得られず、地域による担い手の検討が困難な農地については、一時的な受け皿として農業支援サービス事業体による借り受けや、「農協などの農業支援サービス事業体に農作業を委託する農地」とすることを検討する。

## 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

□ ①鳥獣被害防止対策	☑ ②有機・減農薬・減肥料	☑ ③スマート農業	□ ④輸出	□ ⑤果樹等
□ ⑥燃料・資源作物等	☑⑦保全・管理等	☑ ⑧農業用施設	□ 9その他	

#### 【選択した上記の取組内容】

- ③地域の農地を守っていく(営農継続)ためには、限られた人材で効率的な営農の実現を目指すことが重要であることから、補助金等の支援制度の活用を見据えたスマート農業の実践を検討していく。
- ⑦地区内の農業関連施設(農道、水路、ため池)については、自治会及び担い手が相互に連携して、維持管理を 行っていく。
- ⑧今後、老朽化 (耐用年数) が進む農業関連施設の維持・改修・保全管理については、団体営及び津市単補助事業 等の活用について検討を行っていく。
- 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

		現状		10年後					
農業を担う者	(目標年度:令和 16 年度)								
洞江	(氏名•名称)	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	担い手A	水稲	22.98 ha		水稲、麦	22.98 ha	ha	Α	_
	担い手B	水稲	0.62 ha		水稲	0.62 ha	ha	В	-
	担い手C	水稲	0.05 ha	ha	水稲、麦	0.05 ha	ha	С	
	担い手D	水稲	0.14 ha	ha	水稲	0.14 ha	ha	D	
	担い手E	麦	0.29 ha	ha	麦	0.29 ha	ha	E	
計	5経営体	k . 1 Cam db a	24.08 ha	0 ha		24.08 ha	0 ha	I I I Salad blook I	

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
- 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

# 5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目
	農業支援サービス事業体	水稲作付に係る各種作業	水稲